

## 一般送配電事業者 10 社の収入の見通しに関する書類に対する意見への見解（案）

令和 年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会

分類	意見内容	見解
無電柱化について	<p>・次の2点により、現状の各電力会社の無電柱化整備目標を上回る無電柱化に関する予算を増額すべきと考えます。現在、日本国内での無電柱化は電線共同溝方式という税金を投入して、国が主導で進めています。海外においては、電線管理者が自らの費用で無電柱化をしているのが一般的です。そういった状況からすると、第8期無電柱化推進計画は5年で4000 kmという整備目標になっているのに対して、10電力の整備目標は1,909 kmと半分以下となっています。国民の理解を得るためにも、整備延長を増やすべきと考えます。2点目は、激甚化する自然災害への対応という点です。毎年のように、台風や豪雨によって、架空線が被災しています。その度に、停電が長期化して国民の生活に不便が生じています。また、復旧費用も電力会社にとって、負担になっているのではないのでしょうか。こうした観点からも、無電柱化を早期に進める必要があります。これら2点から現状の整備目標では少ないと考えます。</p> <p>・無電柱化は防災、安全、景観等の観点から社会的な便益は大変大きいと考えられますが、電力会社自身にとっては利益を生むものではなく、逆に電柱に比べると費用がかさむことから、これまで無電</p>	<p>・第8期無電柱化推進計画の対象期間は2021～2025年度である一方、各事業者の事業計画の対象期間は2023～2027年度と異なりますが、各事業者の事業計画は無電柱化推進計画に沿っていることを確認しております。レベニューキャップ制度においては、各事業者が自治体等との調整状況や施工力等を勘案しつつ計画を立て、提出した無電柱化に係る投資予算について、距離や単価の妥当性を検証した上で、必要な投資を認めることとしております。また、各事業者が事業計画の中で掲げる無電柱化実施に係る目標について、その達成状況に応じてインセンティブを与えることとしております。</p>

	<p>柱化が進んでいないことは周知の事実です。こうした中、平成28年に成立した無電柱化推進法では、無電柱化の電線管理者の責務であると明記され、法律に基づき無電柱化推進計画が策定され、電力会社も主体的に無電柱化を進める環境が整いつつあることは誠に喜ばしいことです。しかしながら、今回の事業計画に盛り込まれている無電柱化予算が厳しく査定されますと、これまでと同様に会社経営上の足かせとなってしまうかねません。無電柱化は、送電・変電・配電施設の維持や強化とは性格が異なる取組であることから、査定にあたり特別の配慮が必要かと考えております。</p>	
<p>収入の見通しの費用項目について</p>	<p>・会計上、制御不能費用という項目立ては、内訳を不透明にすると同時に、電気料金を上昇させるブラックボックスとなる可能性が大きい様に考えます。他項目の中にも、「制御不能費用に分類されるものを除く」という表現が多く見られ、本来の項目の数字が正しく認識されなくなる恐れがあります。制御不能費用を認めたまま、レベニューキャップ制度をスタートさせることは、事業者負担の大原則を曲げる仕組みの固定化であり、これは立ち止まり再検討すべきだと考えます。したがって、各社の「制御不能費用」が盛り込まれた「収入の見通し」は認められません。</p>	<p>・「制御不能費用」については、費用算定が可能な費用であって、量・単価の両方が外生的な要因によって変動するもの又は合理的な代替手段が無く、一般送配電事業者の努力による効率化の取組が困難と判断された費用について、その対象とすることとされております。なお、期初における「収入の見通し」への制御不能費用の算入については、過去5年間の実績を踏まえて見積もることを基本としつつ、何らかの合理的な前提条件に基づいて、過去実績以外の方法で別途費用の見積もりが可能な場合には、その方法を採用することも可能としており、料金制度専門会合において費用ごとの具体的な見積もり方法について検証致しました。</p>
	<p>・送配電事業の公益性を鑑みて、人件費・厚生費等はそのエリアの平均程度に合わせるべきです。例として、九州エリアにおいて、2023年度の人件費は305億円、期末人員は5837人であり、平均給与は5.2百万円となります。九州エリアの2021年度の平均は3.7百万円 (<a href="https://doda.jp/guide/heikin/area/">https://doda.jp/guide/heikin/area/</a>) であり、乖離が大きいです。設備増強等、安定供給に資する費用は負担すべきですが、地</p>	<p>・人件費・厚生費等が含まれる OPEX については、託送料金で回収すべきでない費用が算入されていないかを確認しつつ、OPEX 全体で効率化を図る観点で見積り費用の妥当性を検証しております。このため、OPEX に含まれる個別費用ごとに効率化を促すのではなく、OPEX 全体で効率化が遅れている事業者に対して、10社横比較等を通じて効率化を促す制度設計としております。</p>

## 資料4

	場企業として地域の水準を大きく上回る費用を広く負担させることについては疑義が生じます。	なお、10社横比較等を行うにあたっての重回帰分析では、各都道府県の人事委員会が公表している民間給与を説明変数として設定しており、地域における民間給与の乖離を考慮した査定を行う仕組みとなっております。
レベニュー キャップ制 度について	・収入実績の増額は、託送利用の増加と託送料金の値上げによります。託送料金の値上げ要因は費用増額に起因します。つまり「収入実績」よりも「費用実績」を精査するべきではないでしょうか。	・第一規制期間における「収入の見通し」の検証においては、各事業者の作成した事業計画に関する費用について検証しており、その過程で過去の費用実績を確認・精査しております。
その他		